

## 議第200号

### 滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年12月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

### 滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「創出を図る事業を実施するとともに」を「確保に資するよう」に改める。

付則第2項中「平成26年3月31日」を「平成26年12月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。